

千葉県土地利用審査会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県土地利用審査会条例（平成4年千葉県条例第31号）第5条の規定に基づき、千葉県土地利用審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 審査会の会議（以下「会議」という。）の召集は、会長が開催の日時及び場所並びに議事事項を示して、あらかじめ委員に通知して行うものとする。

(欠席の通知)

第3条 委員は、やむを得ない事由により会議に出席することができないときは、あらかじめその旨を会長に通知しなければならない。

(会議の非公開)

第4条 会議は、非公開とする。

(議事録の作成)

第5条 会議について議事録を作成し、議長及び議長の指名する委員2名が署名押印するものとする。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、千葉県都市局建築部宅地課において処理する。

(施行細目)

第7条 この要綱の運営に関し必要な事項は、その都度会長が定める。

附則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成9年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。